

建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料(令和7年4月1日現在)

単位(円)

建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料 (適合証添付の場合)	省エネ適判 計画提出	省エネ適判 計画変更提出	軽微変更 該当証明申請
一戸建て住宅	5,800	4,100	4,100
一戸建て住宅以外			
住宅部分			
当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	11,300	8,000	8,000
当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	23,800	16,700	16,700
当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	52,800	37,000	37,000
当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	94,700	66,500	66,500
当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	119,000	83,500	83,500
当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	148,000	103,000	103,000
非住宅部分			
当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	11,300	8,000	8,000
当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	19,500	13,800	13,800
当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	31,600	22,200	22,200
当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	94,300	66,100	66,100
当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	149,000	104,000	104,000
当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	188,000	132,000	132,000
当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	235,000	165,000	165,000

備考(概要)

手数料算定上の床面積には常時外気に開放された部分の床面積を含む。

複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

一戸建て住宅以外の住宅の場合の床面積は、住戸部分と共用部分の床面積の合計とする。ただし、仕様基準、誘導仕様基準による評価の場合、共用部分が存在しない場合、共用部分を評価しない場合には当該共用部分の床面積を加算しない。

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。

※適合証の添付がない場合は、金額が変わります。

※詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。